



Title	韓詩外傳校詮 (二)
Author(s)	伊東, 倫厚
Citation	北海道大學文學部紀要, 26(2), 1-48
Issue Date	1978-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33421
Type	bulletin (article)
File Information	26(2)_P1-48.pdf



[Instructions for use](#)

韓詩外傳校證

伊東倫厚

韓詩外傳校詮(二)

伊東倫厚

二・一

楚莊王圍宋、有七日之糧。曰、盡此而不克、將去而歸。⁵於是使司馬子反乘鬪而窺宋城、宋使華元乘鬪而應之。子反曰、子之國何若矣。華元¹⁰曰、憊矣。易子而食之、析骸而爨之。子反曰、噫、甚矣憊。雖然、吾聞、圍者之國、箝馬而抹之、使肥者應客。今何吾子之情也。華元曰、吾聞、君子見人之困則矜之、小人見人之困則幸之。吾望見吾子、似於君子。是以情也。子反曰、諾。子其勉之矣。吾軍有七日糧爾。揖而去。子反告莊王。莊王曰、若何。子反曰、憊矣。易子而食之、析骸而爨之。莊王曰、噫、甚矣憊、今得此而歸爾。子反曰、不可。吾已告之矣、曰、軍亦有七日糧爾。莊王怒曰、吾使子視之、子曷爲而告之。子反曰、區區⁵⁵之宋、猶有不欺之臣。何以楚國而無乎。吾是以告之也。莊王曰、雖然、吾子今得此而歸爾、子反曰、王請處此、臣請歸耳。王曰、子去我而歸、吾孰與處乎此。吾將從子而歸。遂師而歸。君子善其平己也。華元以誠告子反、得以解圍、全二國之命。詩云、彼姝者子、何以告之。君子善其以誠相告也。

校註○乘鬪(6・7)——『公羊傳』には、乘堙に作る。趙懷玉の校語によれば、鬪は、鬪の譌。なお、『尉繚子』戰

威に、「乘闔發機」と見える。○何以楚國而無乎(57)——『公羊傳』では、何を可に作る。文義はこのままでも通じぬこともないが、『公羊傳』の方が勝るように思われる。○吾子(61)——諸家みな指摘する通り、子は衍字。○遂師而歸(69)——趙懷玉は遂の下に引字を、賴炎元(『今註今譯』)は帥字を脱したのではないかとする。また岡本保孝(『考』中冊)は、遂を還の譌字と見る(周廷案本では、實。遂を還に作る。)。○善其平己也(70)——周廷案は、『公羊傳』に従って「平下當補乎字。」と云う。なお、この句の意味は、川目氏の解、「二人相語、遂得罷兵、是以己身成和平也。」(『考』中冊所引)に正確に捉えられている。

源委『公羊傳』宣公十五年に云う。

莊王圍宋軍、有七日之糧爾。盡此不勝、將去而歸爾。於是司馬子反乘堙而闚宋城、宋華元亦乘堙而出見之。司馬子反曰、子之國何如。華元曰、憊矣。曰、何如。曰、易子而食之、析骸而炊。司馬子反曰、嘻、甚矣。雖然、吾聞之也、圍者柑馬而秣之、使肥者應客。是何子之情也。華元曰、吾聞之、君子見人之厄則矜之、小人見人之厄則幸之。吾見子之君子也。是以告情于子也。司馬子反曰、諾。勉之矣。吾軍亦有七日之糧爾。盡此不勝、將去而歸爾。揖而去之。反于莊王。莊王曰、何如。司馬子反曰、憊矣。曰、何如。曰、易子而食之、析骸而炊之。莊王曰、嘻、甚矣。雖然、吾今取此、然後而歸爾。司馬子反曰、不可。吾已告之矣、軍有七日之糧爾。莊王怒曰、吾使子往視之、子曷爲告之。司馬子反曰、以區區之宋、猶有不欺人之臣。可以楚而無乎。是以告之也。莊王曰、諾。舍而止。雖然、吾猶取此、然後歸爾。司馬子反曰、然則君請處于此、臣請歸爾。莊王曰、子去我而歸、吾孰與處于此。吾亦從子而歸爾。引師而去之。故君子大其平乎己也。

案ずるに、引師而去之。故君子大其平乎己也。を附した一句は、上引の記事の直前に置かれている。「外平不書、此何以書。大其平乎己也。何大

乎其平乎己。」を承けたものであるから、『公羊傳』の作者自身の言葉にほかならない。ところで、〽句と『外傳』本章の第七十句とは、表現としては全く重なりあう。とすれば、僅かずつの字句の異同が見られはするが、本章の典據は、紛れもなく『公羊傳』であるといえよう。なお、第七十一・七十二・七十七の三句は、『公羊傳』所載の故事と詩句との綴合を不自然ならしめぬために韓嬰が立文したものと考えられる。

因みに、宣公十五年の楚宋和平に關する説話が『左傳』にも見えるが、同書の傳えるところでは、華元が子反の寢所に忍び込み、これを脅迫して楚師を三十里退却せしめ得た、ということになっており、『公羊傳』の記事とは筋立てが大分異なっている。なおまた、『史記』宋微子世家及び楚世家にも華元の活躍についての簡略な記述が認められるが、その内容は、一見、『公羊傳』に近いようではあるが、完全には一致せず、また『左傳』とも異なる(宋微子世家の『考證』に、「雜采宣十五年左公二傳」と云う。)

二・二

魯監門之女嬰相從績、中夜而泣涕。其偶曰、何謂而泣也。嬰曰、吾聞衛世子不肖、所以泣也。其偶曰、衛世子不肖、諸侯之憂也。子曷爲泣也。嬰曰、吾聞之、異乎子之言也。昔者宋之桓司馬得罪於宋君、出於魯。其馬佚而驅吾園、而食吾園之葵。是歲、吾聞園人亡利之半。越王勾踐起兵而攻吳、諸侯畏其威。魯往獻女、吾姊與焉。兄往視之、道畏而死。越兵威者、吳也。兄死者、我也。由是觀之、禍與福相反也。今衛世子甚不肖好兵、吾男弟三人、能無憂乎。詩曰、大夫跋涉、我心則憂。是非類與乎。

校註〇何謂而泣也(4)——岡本保孝は、「謂讀爲爲。川目氏云、御覽四百六十九、作子何爲泣。」(『考』中冊)と云う。〇諸侯之憂也(10)——岡本保孝は、「諸恐衛」(『考』下冊)と云う。〇吾聞園人亡利之半(20)——岡本保孝の説、「聞字、人字、並衍文。」(『考』中冊)を採る。〇禍與福相反也(32)——趙懷玉校本は、反を及に作る。岡本保孝は、「廣漢魏叢書本、反作及。呂氏必己篇、宋桓司馬有寶珠、抵罪出亡。王使人問珠之所在。曰、投之池中。於是竭池而求之、無得、魚死焉。此言禍福之相及也。孝云、呂氏所言、謂禍福之及於我、不一定也。韓非十過、有福不及、禍來連我。呂氏原亂、慮福未及、慮禍之所以免。舊作兒、今據畢校改作此二書所言、謂有福則不及、有禍則及於我、而禍福兩塗相反也。據此、則作反未必非也。川目氏云、御覽四百六十九、九百七十九。引作禍福相及也。據此、何本作及、是也。」(『考』中冊)と云う。案ずるに、本句の場合、「福は添え字風に兼言したものに過ぎず、主意が禍にあることは明白であるから、及に作るのが正しく、反はその誤寫であろう。「禍というものは、いつやって來るか分らぬものだ。」というのが、本句の主旨である。〇是非類與乎(39)——川目氏は、「謂國有難、則不唯大夫勞苦、國中男女亦皆憂懼。凡事以類相與及也。又云、鍾本張本、與作異。謂國有難、則大夫奔走、今婦人雖與大夫異類、亦以禍之將及、心爲之憂也。」(『考』中冊所引)と解釋する。賴炎元は、「與、通敷」(『今註今譯』)と註したうえで、「這難道不是同類的事情嗎。」と譯す。案ずるに、川目氏の解は、前後兩說ともに望文生訓の印象を與える。文義の把握としては、賴氏の譯の方が勝るようである。ただし、與を敷とする賴氏の解には疑問がのこる。文末の助字の與と乎が連續する句形が見あらたぬようであるからである(『論語』陽貨に、「鄙夫可以與事君也與哉」という表現が存するが、陸德明の『釋文』けでは)。あるいは、この場合、與は黨與の義で、類與と熟合しているのかも知れない。

源委『列女傳』仁智、魯漆室女に云う。

漆室女者、魯漆室邑之女也。過時未適人。當穆公時、君老太子幼、女倚柱而嘯。旁人聞之、莫不爲之慘者。其隣人婦從之遊、謂曰、何嘯之悲也。子欲嫁耶、吾爲子求偶。漆室女曰、嗟乎、始吾以子爲有知、今無識也。吾豈爲不嫁不樂而悲哉。吾憂魯君老、太子幼。隣婦笑曰、此乃魯大夫之憂、婦人何與焉。漆室女曰、不然、非子所知也。昔晉客舍吾家、繫馬園中。馬佚馳走、踐吾葵、使我終歲不食葵。隣人女奔隨人亡。其家倩吾兄行追之(案ずるに、倩は請の假借)、逢霖水出、溺流而死、令吾終身無兄。吾聞河潤九里、漸洳三百步。今魯君老悖、太子少愚、愚僞日起。夫魯國有患者、君臣父子、皆被其辱、禍及衆庶。婦人獨安所避乎。吾甚憂之。子乃曰婦人無與者、何哉。鄰婦謝曰、子之所慮、非妾所及。三年、魯果亂、齊楚攻之、魯連有寇、男子戰鬪、婦人轉輸、不得休息。

本章と右の『列女傳』の記載とは、文辭の重復が見られるわけではないが、大袈裟な形で國事を憂慮する女性が登場する、という主題の點で共通しているばかりでなく、葵が馬に踐まれて駄目になるという挿話といい、兄が道中、不慮の死を遂げるといふ挿話といい、話柄が極めてよく似ている。説話展開上の先後を斷ずることは困難であるが、本章の説話と『列女傳』のそれとは、もと同根であつたに相違ない。

なお、崔述は、「春秋傳、子大叔云、嫠不恤其緯、而憂宗周之隕、爲將及焉。此不過設言耳。其後衍之、遂謂漆室之女、不續其麻、而憂魯國。其後又衍之、遂謂魯監門之女嬰、憂衛世子之不肖、而有終歲不食葵、終身無兄之言、若眞有其人其事。由是韓嬰竟采之、以入詩外傳、劉向采之、以入列女傳。傳之益久、信者愈多、遂至虛言竟成實事。由是言之、雖古有是語、而未必有是事。雖古果有是事、亦未必遂如後人之所云云也。」(『考信錄提』要卷上)と説く。言わんとするところは分らぬでもないが、『左傳』昭公二十四年に見える俚諺をば、その推衍という形で監門の女及び漆室の女のご事に結びつけんとする考えは、鑿ちすぎではないかと思ふ。

韓詩外傳校註(一)

餘説 婦人が夜、相會して續ぐ風習の存したことは、『戰國策』秦策上及び『史記』甘茂傳中の甘茂が蘇代に發した言葉、『列女傳』辯通、齊女徐吾の説話(これは甘茂の言の内容が、具體的に示されたもの。)、及び『漢書』食貨志上の記述より推知される。なお、『容齋續筆』卷七に、「女子夜績」の一條がある。

二・三

高子問於孟子曰、夫嫁娶者、非己所自親也。衛女何以得編於詩也。孟子曰、有衛女之志則可、無衛女之志則怠、若伊尹於太甲、有伊尹之志則可、無伊尹之志則篡。夫道二、常之謂經、變之謂權。懷其常道、而挾其變權、乃得爲賢。夫衛女行中孝、慮中聖、權如之何。詩曰、既不我嘉、不能旋反、視爾不臧、我思不遠。

校註○衛女何以得編於詩也(4)——衛女とは、『列女傳』仁智、許穆夫人及び毛詩、邶風、載馳序において載馳の作者とされている衛懿公の女、すなわち許穆公の夫人を指す。○無衛女之志則怠(7)——川目氏は、「言怠於禮。或殆字訛、近不可也。下篇卷十楚國不殆、亦誤作怠。」(『考』中册所引)と云う。○權如之何(19)——川目氏は、本句を解して、「衛女有權、請嫁于齊、父母不聽、不可如何。陳風澤陂、傷如之何。」(『考』中册所引)と云うが、従い難い。賴炎元の譯、「說她能把握變權、你以爲怎麼樣。」(『今註今譯』)を正解と考える。○視爾不臧(23)——芙蓉泉本、程榮本は、爾を我に作る。趙懷玉、陳喬樞(『韓詩遺說攷』三)、賴炎元(『考徵』四八頁)は並びに、爾に作れるは毛詩に従つて改めた結果であり、韓詩はもと我に作つていたとする。しかし、『列女傳』仁智、許

穆夫人に引く載馳も(該書の引詩は、
今文魯詩系統。)やはり爾に作っているし、また、『經典釋文』や『詩攷』には、本句に關する毛詩との文字の異同の存在が指摘されているわけではない。とすれば、韓詩も本來、毛詩と同じく爾に作っていたのであり、一本に我に作るのは傳寫の誤に過ぎぬ、と考えられよう。

源委 本章に登場する高子とは、『孟子』告子下所見の高叟のことであろう(公孫丑下に一見し、盡心下に再見するところの高子が所謂の高叟と同一人物であるか否かは不。)。第九・十句は、『孟子』盡心下に重見する。また、ここに所謂の權と同様の考えが『孟子』離婁上の淳于髡との問答の中に見出される。以上の諸點を總合してみれば、本章の引詩以外の全字句は、あるいはもと趙岐の『孟子題辭』に所謂の『孟子外書』四篇の中に收められていたものであつたかも知れぬ(なお、僞書である今本『孟子外書』爲政に、『外傳』本章の全文が採録されている。)。

二・四

楚莊王聽朝罷晏。樊姬下堂而迎之曰、何罷之晏也、得無饑倦乎。莊王曰、今日聽忠賢之言、不知饑倦也。樊姬曰、王之所謂忠賢者、諸侯之客歟、中國之士歟。莊王曰、則沈令尹也。樊姬掩口而笑。王曰、姬之所笑、何也。姬曰、妾得於王、向湯沐、執巾櫛、振衽席、十有一年矣。然妾未嘗不遣人之梁鄒之閨、求美人而進之於王也。與妾同列者、十人。賢於妾者、二人。妾豈不欲擅王之寵哉。不敢私願蔽衆美、欲王之多見則媿。今沈令尹相楚數年矣。未嘗見進賢而退不肖也。又焉得爲忠賢乎。莊王且朝、以樊姬之言告沈令尹。令尹避席而進孫叔敖。叔敖治楚三年、而楚國霸。楚史援筆而書之於策。曰、楚之霸、樊姬之力也。詩曰、百爾所思、不如我所之。樊姬之謂也。

校註○中國(11)——國中の意。○妾得於王(19)——岡本保孝(『考』中冊)、賴炎元(『考徵』四八頁・『今註今譯』四四頁)は、『群書治要』所引に據って得下に侍字を補う。○尙湯沐(20)——川目氏の指摘、「韓子内儲説下、韓昭侯時、有尙幸尙浴。」(『考』中冊所引)が参考となる。尙は、掌に音通。
源委『新序』雜事一に云う。

樊姬、楚國之夫人也。楚莊王罷朝而晏、問其故。莊王曰、今且與賢相語、不知日之晏也。樊姬曰、賢相爲誰。王曰、爲虞丘子。樊姬掩口而笑。王問其故。曰、妾幸得執巾櫛以待王、非不欲專責擅愛也。以爲傷王之義、故所進與妾同位者、數人矣。今虞丘子爲相數十年、未嘗進一賢、知而不進、是不忠也。不知、是不智也。安得爲賢。明日朝、王以樊姬之言告虞丘子。虞丘子稽首曰、如樊姬之言。於是辭位而進孫叔敖。孫叔敖相楚、莊王卒以霸。樊姬與有力焉。

また、『列女傳』賢明、楚莊樊姬に云う。

樊姬者、楚莊王之夫人也。(莊王即位、好狩獵。樊姬諫、不止。乃不食禽獸之肉、王改過勤於政事。)王嘗聽朝罷晏。姬下殿迎曰、何罷晏也、得無飢倦乎。王曰、與賢者俱、不知飢倦也。姬曰、王之所謂賢者、何也。曰、虞丘子也。姬掩口而笑。王曰、姬之所笑、何也。曰、虞丘子賢則賢矣、未忠也。王曰、何謂也。對曰、妾執巾櫛十一年。遣人之鄭衛、求賢人進于王。今賢于妾者、二人。同列者、七人。妾豈不欲擅王之愛寵乎。妾聞堂上兼女、所以觀人能也。妾不能以私蔽公、欲王多見知人能也。妾聞虞丘子相楚十餘年、所薦非子弟、則族昆弟。未聞進賢退不肖。是蔽君而塞賢路。知賢不進、是不忠。不知其賢、是不智也。妾之所笑、不亦可乎。王悅。明日王以姬言告虞丘子。丘子避席不知所對。于是避舍、使人迎孫叔敖而進之。王以爲令尹、治楚三年、而莊王以霸。楚史書曰、楚王之霸、樊姬

之力也。

三書に載せるところは、樊姬の諷諭によって孫叔敖が令尹に登用されることを話柄としている點で共通しているばかりか、發端の場面設定といい、楚莊王と樊姬のやりとりといい、また話の結末といい、ストーリーの起承轉結までも軌を一にしている。ただ、字句の表現について言うなら、『外傳』と『列女傳』とにおいては、文辭の重複もしくは對應が隨所に認められるのに對し、『新序』の記述は、兩書に比して、全體に簡略な形を呈している。思うに、『外傳』の原據に當たる資料が『列女傳』の中にも流入したのである。しかして、兩書の記述の間に字句の出入が存するのは、原文を採録する際、韓嬰も劉向も各自ある程度の潤色を施した、ということの表れではなからうか。他方、『新序』の場合は、やはり『外傳』、『列女傳』の記述の原據資料を採用したのではあるが、ただその援引のしかたが、例えば、「王曰、姬之所笑、何也。」（『外傳』第十五・十六・十七句。）とあれば「王問其故」と改め、「然妾未嘗不遣人之梁鄭聞……二人。」（『外傳』第二十四句よ）また「遣人之鄭衛……七人。」（『列女傳』）とあれば「故所進與妾同位者、數人。」と變えてみる、といった具合に、原典の字句を全般に削除する方向のものではなかつたか、と推測される。

三書の記述の成立については、一應、右のような理解に達するにしても、ここでいささか氣になるのは、樊姬の擲掄がきっかけで、孫叔敖を楚莊王に推舉した人物が、『外傳』では沈令尹、他の二書では虞丘子と記されている點である。案ずるに、『呂覽』不苟論、贊能に云う。

孫叔敖、沈尹筮相與友。叔敖遊於郢、三年、聲聞不知、修行不聞。沈尹筮謂孫叔敖曰、說義以聽、方術信行、能令人主上至於王、下至於霸、我不若子也。耦世接俗、說義調均、以適主心、子不若我也。子何以不歸耕乎。吾將爲子游。沈尹筮遊於郢、五年、荆王欲以爲令尹。沈尹筮辭曰、期思之鄙人有孫叔敖者、聖人也。王必用之、臣不若也。

荆王於是使人以王與迎叔敖、以爲令尹。十二年而楚王霸。此沈尹筮之力也。功無大乎進賢。

同書の慎行論、察傳に、「楚莊王聞孫叔敖於沈尹筮」とあるのは、右の贊能所載の故事を踏まえたものといえよう。また別に、『墨子』所染には「楚莊染於孫叔敖沈尹」と、『呂覽』仲春紀、當染には「荆莊王染於孫叔敖沈尹筮」と見え、更には、『呂覽』孟夏紀、尊師に「楚莊王師孫叔敖沈尹筮」と、『新序』雜事五に、「楚莊王學孫叔敖沈尹筮」

(これは尊師を)と見える。以上の引例によつて確かめられるのは、孫叔敖の令尹就任には沈尹筮(筮・筮・蒸・筮の四字は、形とすべきかは未詳。なお、尊師の中字は、明かに尹の譌變。)なる人物の推輓が與り存した、ということを中心とした説話が、すでに漢代以前に存在した、という點である。ところで、『左傳』に載せる楚國の人士のうち、沈尹朱・沈尹成・沈尹壽・沈尹赤・沈尹

射といったものが認められる。とすれば、沈尹筮とは、氏が沈尹で、名が筮、と解釋しなければならぬ、因みに、沈は楚の邑名で、沈國(蔡に滅ぼされる。のちに蔡は楚に滅ぼされる。のちに)の故地で、尹は楚國の諸種の官名に常見する語(某尹なる云いかたには、某名を示す場合とがある。この點に關しては、文崇一『楚文化研究』五九頁参照。)であるから、沈尹なる複姓は、沈地方の知事といった意味あいの官名に由來するものと考えられる。それはともかく、孫叔敖を令尹に推舉したのは沈尹筮なる人物である、という説話が存在して

いた以上、『外傳』に沈令尹とあるのは、複姓に過ぎぬ沈尹の訛傳または誤記以外のなものでもないことにならう

(この訛傳または誤記の發生した時期は不明であるが、本來、姓字の上に冠する筮の令尹なる官名をば、沈姓の下に置くよ。うな異様な表記がなされるのは、曹相國・陳丞相といった云いかたの一般化している漢代以後のことであると思われる。)

次は虞丘子についてであるが、『外傳』七・六に

虞丘名聞於天下、以爲令尹、讓於孫叔敖、則遇楚莊王也。(今本、名聞の二字を脱す。)

とあり、該章もしくはその原據資料のひき寫しと見られる『說苑』雜言の一節に

沈尹名聞天下、以爲令尹、而讓孫叔敖、則其遇楚莊王也。

とある。また、『史記』循吏列傳には、

孫叔敖者、楚之處士也。虞丘相進之於楚莊王、以自代也。三月爲楚相、施教導民、上下和合。(梁玉繩『史記志疑』卷三十五では、虞丘相の

三字を人名と解しているようであるが、「虞丘(楚)相タリテ」と訓ずべきところか。あるいは、相進を「相ヒ進メテ」と讀むのも一案)

とある。更に、『説苑』至公には、長文であるから引用はさし控えるが、『外傳』本章などの記載とも、あるいは前引の贊能の記載とも、趣の大分、異なる説話、すなわち、楚令尹虞丘子が己の無能を恥じ、孫叔敖を令尹に推擧したところ、孫叔敖は公正な治政を行った、という説話が收められている。以上列擧したところに據るなら、少くとも漢代には、虞丘子もしくは虞丘をば、かの沈尹の別號と見做す考えが定着していたといえる。したがって、『外傳』には沈(令)尹、『新序』・『列女傳』には虞丘子と書かれている点については、三書共通の原本における記しかたが沈(令)尹、虞丘子のいずれであったにせよ、要するに、兩者は同一人物を指す、ということ片がつくわけである。

ところで、『呂覽』贊能の記載の限りでは、沈尹莖は令尹とはなっていないし、また嘗て令尹であったという形跡もない。しかるに、『外傳』本章及び七・七、『新序』雜事一、『列女傳』楚莊樊姬、『説苑』至公、『史記』循吏列傳に載せる故事にあつては、沈(令)尹もしくは虞丘子が令尹として登場している。『左傳』を案ずるに、楚莊王の代に令尹となつた者は都合、四名で、成嘉(子孔)・鬬般(子揚)・鬬椒(子越)・蔦艾獵(孫叔敖)の順に就任しており、そこに沈尹氏もしくは虞丘子は含まれていない。春秋全期にわたつて、令尹となつたことのある人物の姓名を通覽してみても、結果は同様である(因みに、令尹の問題については、文崇一『楚』一、一體、史實を装う説話の發生と展開というこゝについて考えた場合、概して、本源に近いものほど史實を踏まえ傳える要素が大きく、後次の段階にあ

るものほど史實を誇張したり、歪曲したり、無視したりする度合が強い筈である。かかる原則を當面の問題に適用してみるなら、『外傳』本章その他のごとく、孫叔敖を推擧した人物をば令尹と記している説話は、そうは記していない『呂覽』贊能所見の説話を發展、變容させたものと見做すことが出来る。

なお、沈尹氏もしくは虞丘子が令尹に祭りあげられてしまっている點では同斷であっても、『外傳』七・六、『說苑』雜言及び『說苑』至公の記述では、樊姬がストーリーに介在していない。これに對し、『外傳』本章やそれと文辭のほぼ重複する『列女傳』、『新序』の記述にあつては、樊姬が實に主人公として登場している。思うに、前者は、『呂覽』贊能に見えるような説話をストレートに發展させたものであり、後者は、樊姬が賢夫人であつたことを傳えんとする説話と、令尹の問題に關してはすでに前者のごとき様相を呈していたところの、孫叔敖が推擧される説話、この二種類の説話を合糅することによつて作りあげられたものではなからうか。つまり、『呂覽』贊能所見のものを一應の出發點と見定めた場合、前者はその直系の展開の道筋に、後者はその傍系の展開の道筋に位置し、且つ、前者の原型の成立は、後者のそれに先行するのではないか、と推測されるのである。

二・五

閔子騫始見於夫子、有菜色、後有芻豢之色。子貢問曰、子始有菜色、今有芻豢之色、何也。閔子曰、吾出簞葭之中、¹⁰入夫子之門。夫子内切磋以孝、外爲之陳王法、心竊樂之。出見羽蓋龍旂裘旃相隨、心又樂之。¹⁵二者相攻胸中、而不能任。是以有菜色也。今被夫子之文淺深、又賴²⁰二三子切磋而進之、内明於去就之義。出見羽蓋龍旂裘旃相隨、視之如壇

士矣。是以有芻豢之色。詩曰、如切如磋、如琢如磨。

校註○葦葭(9)——川目氏は「猶言草茅草澤。」(『考』中册所引)と云い、頼炎元も「指村野鄙陋地方。」(『今註今譯』)と註する。○裘旃(14)——第二十二句を見れば分るるように、これは旃裘の誤倒。芙蓉泉本、望三益齋本は旃裘に作る。○壇土(23)——『太平御覽』卷三百三十八所引「外傳」は、糞土に作る。『御覽』に従う方がよいであろう。○如切如磋(26)——陳喬樞は、「今俗本韓詩外傳(程榮本、何允中本などを指す)、磋作磋、非。」(『韓詩遺說攷』三)と云う。○如琢如磨(27)——陳橋樞は、「太平御覽七百六十四引韓詩曰、如磨如錯。……(中略)……宋綿初云、磨錯當上下互易以諧韻。韓詩文本作如錯如磨。今本外傳引作琢者、後人順毛所改。東哲補亡詩白華篇、粲粲門子、如磨如錯、其即用韓詩之語歟。」(『韓詩遺說攷』三)と云う。案ずるに、次章及び九・九にも衛風、淇奥を引いて「如琢如磨」に作り、また、『禮記』大學に引く該篇の詩句(これは齊詩系統とされる)もやはり「如琢如磨」に作る。三家詩と毛詩とに文字の異同が存する場合、それは同音のもの同士に限定されると考えられるのだが、琢と錯とは、意味上は近いこともないが(小雅、鶴鳴「花山之石、可以爲錯。」の毛傳に、「錯石也。可以琢玉。」、通假の文字ではない(古韻は、琢が魚部))。東哲の補亡詩の一句が「御覽」に見えるものと全く同文であるということは、宋綿初の推測とは逆に、『御覽』に引かれているのは實は韓詩の淇奥でなく、東哲の詩句であるかも知れぬ、という疑念を生ぜしめぬでもない。以上によつて、韓詩はもと琢を錯に作っていたとする説には、遽かには承服しかねる。

源委『韓非子』喻老に云う。

子夏見曾子。曾子曰、何肥也。對曰、戰勝、故肥也。曾子曰、何謂也。子夏曰、吾入見先王之義、則榮之。出見富

貴之樂、又榮之。兩者戰於胸中、未知勝負、故驩。今先王之義勝、故肥。

この諭老の記載を襲ったと考えられるものとして、左の『淮南子』精神の文章がある。

子夏見曾子、一臞一肥。曾子問其故。曰、出見富貴之樂而欲之、入見先王之道又說之。兩者心戰、故驩。先王之道勝、故肥。

なお、『淮南子』原道に「子夏心戰而驩、得道而肥。」と、同書說山に「子見子夏曰、何肥也。」と、更に『史記』禮書に「子夏夏門人之高第也、猶云出見紛華盛麗而說、入聞夫子之道而樂、二者心戰、未能自決。」とあるが、いずれもやはり諭老所見の說話を踏まえた記述であるといえよう

別に、『尸子』の佚文(『太平御覽』卷三百七十八所引)に云う。

閔子騫肥。子貢曰、何肥也。子騫曰、吾出見美車馬、則欲之。入聞先王之言、則又欲之。吾心相與戰(この句の下に故驩の二字を補う)。今先王之言勝、故肥。

諭老と『尸子』とにおいて、文辭の骨格が殆ど同一でありながら、前者は曾子と子夏の問答の形をとり、後者は子貢と閔子騫の問答の形をとる。いずれが原話に近いものか、判断しかねるが、ともかく秦漢期には、同一の話柄が兩様の人物の組合せでもって傳えられていたらしい。ところで、『尸子』の記載と『尸子』同様、子貢と閔子騫の對話という形をとる『外傳』本章の記載とを並べた場合、話の大筋には本質的な差異はないのであるが、修辭面よりこれを見れば、明かに前者が簡素で、後者が繁華である。とすれば、自然な臆測としては、『外傳』に採録されているものは二次的な文章であつて、諭老とは異聞の關係にある『尸子』に見えるような記載に彫琢潤色を施したものである、ということにならうか。

傳曰、雩而雨者、何也。曰、無何也。猶不雩而雨也。星墜木鳴、國人皆恐、何也。是天地之變、陰陽之化、物之罕至者也。怪之、可也。畏之、非也。夫日月之薄蝕、怪星之黨見、風雨之不時、是無世而不嘗有也。上明政平、是雖並至、無傷也。上闇政險、是雖無一、無益也。夫萬物之有災、人妖最可畏也。曰、何謂人妖。曰、枯耕傷稼、枯耘傷歲、政險失民、田穡稼惡、糴貴民飢、道有死人、寇賊並起、上下乖離、鄰人相暴、對門相盜、禮義不脩、牛馬相生、六畜作妖、臣下殺上、父子相疑、是謂人妖。是生於亂。傳曰、天地之災、隱而廢也。萬物之怪、書不說也。無用之變、不急之災、棄而不治。若夫君臣之義、父子之親、男女之別、切瑳而不舍也。詩曰、如切如磋、如琢如磨。

校註○何也(9)——『荀子』天論に據つて、この下に「曰、無何也。」の四字を補う必要がある。なお、この點は源委の所論と關係する。○黨見(18)——岡本保孝は、「楊倞注、類見也。言如朋黨之多。孝云、沈本程本、黨作畫(何允中本・望三益齋本も畫に作る)、非也。蓋字形近而誤耳。呂氏憤大篇、吾國有妖畫見星、而天雨血。新語思務篇、星不畫見、日不夜照。與此自別、不可混也。遽讀本文、則作畫亦似通。然若作畫爲是、則惟言星、可也。何言怪星。故呂氏、新語、並不言怪星、可證也。」(『考』中册)と云う。郝懿行は、「韓詩外傳二、黨作畫、於義爲長。」(『荀子集解』所引)と云い、王念孫は、「黨古儻字、儻者或然之詞。怪星之黨見、與日月之有蝕、風雨之不時對文。謂怪星之或見也。」(同上)と云う。王氏の説に従うのがよさそうである。○萬物之怪、書不說也(52・53)——この二句は、上の「天地之災、隱而廢也。」(今本『荀子』に見えぬが、恐らくは誤脱したものである。)と對の表現であるから、楊倞の解、「書謂六經也。」はおかしい。豬飼彦博の「書下疑脫而字。如秋書隕石鷁退、而不說其應、是也。」(『荀子補遺』)と解するのは卓見で、下句は「書

スルモ説カザルナリ」と訓む。○無用之變、不急之災(54・55)——『荀子』に従って、變は辯に、災は察に作るべきである。これは、いずれも同音の文字の誤記。

源委『荀子』天論に云う。

星隊木鳴、國人皆恐。曰、是何也。曰、無何也。是天地之變、陰陽之化、物之罕至者也。怪之、可也。而畏之、非也。夫日月之有蝕、風雨之不時、怪星之黨見、是無世而不常有之。上明而政平、則是雖竝世起、無傷也。上闇而政險、則是雖無一至者、無益也。夫星之隊、木之鳴、是天地之變、陰陽之化、物之罕至者也。怪之、可也。而畏之、非也。物之已至者、人祲則可畏也。桔耕傷稼、耘耨失歲、政險失民、田歲稼惡、糴貴民飢、道路有死人、夫是之謂人祲。政令不明、舉錯不時、本事不理、夫是之謂人祲。禮義不脩、內外無別、男女淫亂、則父子相疑、上下乖離、寇難竝至、夫是之謂人祲。祲是生於亂。三者錯、無安國。其說甚爾、其蓄甚慘。勉力不時、則牛馬相生、六畜作祲。可怪也。而不可畏也。傳曰、萬物之怪、書不說。無用之辯、不急之察、棄而不治。若夫君臣之義、父子之親、夫婦之別、則日切磋而不舍也。雩而雨、何也。曰、無何也。猶不雩而雨也。(日月食而救之、天旱而雩、卜筮然後決大事、非以爲得求也。以文之也。故君子以爲文、而百姓以爲神。以爲文則吉。以爲神則凶。)

本章初句の「傳曰」の傳が『荀子』を指すことは明かである。『外傳』の文章と右の天論の文章とを對照してみると、「雩而雨(者)、何也。曰、無何也。猶不雩而雨也。」の五句が『外傳』では書出しの部分に位置し、天論では『外傳』第六十句に對應する句の下に位置している。上引天論において、荀卿独自の天人の分の主張が一貫してなされているわけだが、ただ、議論の對象は何か、ということを念頭に置くなら、~~~~~句以前の全文と~~~~~句以下の全文とでは、明かに趣を異にする。つまり、~~~~~句を境に段落が分れるのである。しかし、~~~~~句は、以下の括弧内の文章を開

陳するための發端として記されている。とすれば、本章と同じ構成のものが韓嬰の用いた『荀子』に載せられていたとは到底、考えられない。どうやら韓嬰は、切蹉という言葉が見えて淇奥の二句を尻取り風に附加するに好都合な『荀子』の一節を探しあてたのであるが、たま／＼同じく「……何也。曰、無何也。」という假設の問答文が始まる別の一節も目に止まったので、内容の検討などはおかまいなしに、表現の類する別の一節の書出し部分のみを截取して章首に置いた、と推測されるのである。

餘説 王引之は『讀書雜誌』(五之)の割注において、『外傳』本章を引證して、上引天論中、○印を附した三句を、「本事不理」の下に移すべきであると説く。『外傳』所引『荀子』でもって現行『荀子』の本文を補正し得る一例である。

二・七

孔子曰、口欲味、心欲佚、教之以仁。心欲兵、身惡勞、教之以恭。好辯論而畏懼、教之以勇。目好色、耳好聲、教之以義。易曰、艮其限、列其賚、厲薰心。詩曰、吁嗟女兮、無與士耽。皆防邪禁佚、調和心志。

校註 ○心欲兵(5)——鍾本・張本(以上、川目)・望三益齋本は、兵を安に作る。陳喬樞は、「心欲安句、安字舊譌作兵、語不可解。當是安字之誤。今爲校正。」(『韓詩遺說攷』三)と云う。

源委 孔子の言葉の出典は不明。

餘說『漢書』儒林傳に據れば、韓嬰は『易』も得意で、その傳を作った。『易』の卦爻辭は本章のほか、三・三一、六・一三、八・四、八・二三、八・三二にも引かれている。

二・八

高牆豐上激下、未必崩也。降雨興、流潦至、則崩必先矣。草木根芟淺、未必擗也。飄風興、暴雨隆、則擗必先矣。君子居是邦也、不崇仁義、尊賢臣、以理萬物、未必亡也。一旦有非常之變、諸侯交爭、人趨車馳、迫然禍至。乃始憂愁、乾喉焦唇、仰天而嘆、庶幾乎望其安也。不亦晚乎。孔子曰、不慎其前、而悔其後。嗟乎、雖悔無及矣。詩曰、掇其泣矣、何嗟及矣。

校註○激下(1)——激は讀んで礫・墩・礪・塊となす。三・一九に、豐膏と礪礪の語が對になつて見える。○降雨興(3)——岡本保孝は、「管子地度篇、當秋三月、山川百泉踊、降雨下、山水出。齊策、至歲八月、降雨下。鮑注、降、大。孝核、六書故、洚洪實一字。據此、降假借、洚正字。」(『考』中冊)と説く。賴炎元も、「降、與洚字通、大的意思。」(『今註今譯』)と云う。○掇其泣矣(31)——次章には掇を憫に作る。『詩攷』は掲出して憫に作る。○何嗟及矣(32)——陳喬樞は、「胡承珙曰、何嗟及矣箋云、及、與也。泣者傷其君子弃己。嗟乎、將復何與爲室家乎。詳玩箋語、經文當作嗟何及矣。何及二字、文義相連。嗟字自當在句首。傳寫者誤倒之。韓詩外傳二、說苑建本篇、皆作何嗟及矣。然外傳引孔子曰、不慎其前、而悔其後、嗟乎、雖悔無及矣。是正以何及二字相連爲義。而所引詩仍作何嗟、亦皆傳寫誤倒之。」

胡說是也。」(『韓詩遺說攷』四)と云う。

源委『說苑』建本に云う。

豐上境下、未必崩也。流行潦至、壞必先矣。樹本淺根、不深、未必概也。飄風起、暴雨至、拔必先矣。君子居於是國、不崇仁義、不尊賢臣、未必亡也。然一旦有非常之變、車馳人走、指而禍至。乃始乾喉燠脣、仰天而歎、庶幾焉天其救之。不亦難乎。孔子曰、不慎其前、而悔其後。雖悔無及矣。詩云、嘒其泣矣、何嗟及矣。言不先正本、而成憂於末也。

右の一節は、引詩を含めた形で『外傳』とほぼ同文であるから、本章をひき寫した上で、それに編者の評語(すなわち末尾の二句)を附加したものと考えられる。

孔子の言葉は、類句が二・二三に認められる。これは、例えば前章における『易』の爻辭の引用の場合と同様、韓嬰の附加したものと見做される。ところで、孔子の言葉の直前に置かれている數句は、文章の曾子の言葉、「患至而後呼天、不亦晚乎。」(これは、後述する通り、有韻の文章の一部分。)から捻り出したもののように見受けられる。もしそうであるなら、首句から第二十四句までの文章において、何かの書物から引かれたのは、いかにも箴言めいた比喩的表現をとるところの前半部分(第十句か第十五句あたりまで)のみであつて、後半部分は韓嬰自身の作文、ということになりそうである。

二・九

曾子曰、君子有三言可貫而佩之。一曰、無內疎而外親。二曰、身不善而怨他人。三曰、患至而後呼天。子貢曰、何

也。曾子曰、内疎而外親、不亦反乎。身不善而怨他人、不亦遠乎。患至而後呼天、不亦晚乎。詩曰、儗其泣矣、何嗟及矣。¹⁰

校註○無内疎而外親(4)——無を衍文と見て、第六句・第八句の肯定表現に揃えるのも一案ではあるが、寧ろ『荀子』に據つて第六句・第八句の上に無字を補つた方がよさそうである。なお、楊倞の注に、「韓詩外傳作無内疎而無外親也。」とあるが、頼炎元(『考徴』五〇頁)も指摘するように、外上の無は衍文であろう。源委『荀子』法行に云う。

曾子曰、無内人之疎而外人之親。無身不善而怨人。無刑已至而呼天。内人之疎而外人之親、不亦遠乎。身不善而怨人、不亦反乎。(王念孫の説に従つて、遠と反を)刑已至呼天、不亦晚乎。詩曰、涓涓源水、不離不塞、穀已破碎、乃大其輻、事已敗矣、乃重大息。其云益乎。

また、『説苑』敬身に云う(これを襲つたものが『孔』)。

(顔回將西游、問於孔子曰、何以爲身。孔子曰、恭敬忠信、可以爲身。恭則免於衆(『家語』と對照するに、衆は患の誤寫であろう。)。敬則人愛之、忠則人與之、信則人恃之。人所愛、人所與、人所恃、必免於患矣。可以臨國家、何況於身乎。)故不比數而比疎、不亦遠乎。不修中而修外、不亦反乎。不先慮事、臨難乃謀、不亦晚乎。

案ずるに、『荀子』に載せる曾子の言葉と本章のそれとは、獨言の形をとる、とらぬという記述形態上の差異とは無關係に、内容上、全くよく重複している。『荀子』の一節は、末尾に詩句(これは逸詩。)が置かれており、すでにいわば、『外傳』における格言型の章の文型と軌を一にしているわけだが、一・六餘説で指摘しておいた通り、韓嬰は、

すでに引詩の具わっている『荀子』の文章をば、詩句を異篇のものに交換する、という手續のもとに援引することがある。そこで本章の場合も、『荀子』の文章が丁度そういった形で利用されたのではないかと思うのである。ところで、本章の引詩を除く全文が韓嬰の據った『荀子』にそのまま載せられていた、というのであれば、問題はないわけだが、韓嬰の用いた『荀子』の原文が今本と選ぶところがなかったとすれば、本来獨言の形で記されていた曾子の言葉が韓嬰の手によって、對話形式のものに作り變えられた、ということになる。尤もこの場合、作り變えるとはいっても、實質的には『荀子』の文辭の中に、『論語』衛靈公の「子貢問曰、有一言而可以終身行之者乎。」の存在をヒントに捻り出したと覺しき「君子有三言可貴而佩之」と「子貢曰、何也。」の字句を嵌め込むだけで濟んだわけである。

上掲『說苑』の一節については、『荀子』もしくは『外傳』との類句とそれ以前の括弧部分の文章との内容上の繋がりや拙劣なることは、木に竹を接いだかの如くである。よって、問題の類句が顔回に發した孔子の語として、『荀子』の著作される以前から傳承されていたとは考え難く、これは、『荀子』などに載せる有韻で整った曾子の言葉（『考』中冊に引く川目氏の指摘のように、親・人・天及び反・遠・幽の隔句協韻。）のデフォルメと見做せよう。

二・一〇

夫霜雪雨露、殺生萬物者也。天無事焉、猶之貴天也。⁵ 執法厭文、治官治民者、有司也。君無事焉、猶之尊君也。¹⁰ 夫關土殖穀者、后稷也。決江流河者、禹也。聽獄執中者、¹⁵ 臯陶也。然而聖后者、堯也。故有道以御之、身雖無能也、²⁰ 必使

能者爲己用也。無道以御之、彼雖多能、猶將無益於存亡矣、詩曰、執轡如組、兩驂如舞。貴能御也。

校註○厭文(5)——岡本保孝は、「高注、厭、持也。川目氏云、厭按、一音之轉。孝云、厭、一指按也。見説文。」(『考』中册)と注する。○流河(12)——望三益齋本のみが流を疏に作る。川目氏(『考』中册所引)・頼炎元(『考』五二頁)の指摘の如く、流は疏の譌字。○然而聖后者(16)——川目氏(同上)・頼炎元(同上)の指摘の如く、聖后有聖名に作るのが正しい。○彼雖多能(22)——岡本保孝は、「彼當據上文作身。」(『考』中册)と云う。源委『淮南子』詮言に云う。

霜雪雨露、生殺萬物。天無爲焉、猶之貴天也。厭文搔法、治官理民者、有司也。君無事焉、猶尊君也。辟地墾草者、后稷也。決河濬江者、禹也。聽獄制中者、皋陶也。有聖名者、堯也。故得道以御者、身雖無能、必使能者爲己用。不得其道、伎藝雖多、未有益也。

詮言の作者も、韓嬰が引據したものと同一の文獻を援用したと考えられる。

餘説 引詩の前に置かれている文章が殆どそのままの形で『淮南子』中に重見する、といったものを拾い出してみると、都合、十九章の多きにのぼる。一・一三、一・二三、二・一〇、二・三四、三・二二、四・七、四・一九、五・九、五・一七、五・二〇、六・二五、七・四、七・一〇、七・一二、八・三三、八・三四、一〇・二二、一〇・二三、一〇・二五がそれである。一體、『淮南子』は、『外傳』の成立直後の編纂物であるし、また、諸文獻中の記載を徴引することをば論述の進展の基調としているものである。したがって、兩書にたまたま同じ文獻の同じ箇所が援用されている、といったケースが上記の如くに頻出するのは、別段、不思議なことではなく、理として當然ということになる。

傳曰、孔子云、美哉、顔無父之御也。馬知後有輿而輕之、知上有人而愛之。馬親其正、而愛其事。如使馬能言、彼將必曰、樂哉、今日之騶也。至於顔淪少衰矣。馬知後有輿而輕之、知上有人而敬之。馬親其正、而敬其事。如使馬能言、彼將必曰、騶來、其人之使我也。至於顔夷而衰矣。馬知後有輿而重之、知上有人而畏之。馬親其正、而畏其事。如使馬能言、彼將必曰、騶來、騶來、女不騶、彼將殺女。故御馬有法矣、御民有道矣。法得則馬和而歡、道得則民安而集。詩曰、執轡如組、兩驂如舞。此之謂也。

校註○馬親其正(7)——頼炎元は、「正與政通、職務、勞役。」(『今註今譯』)と云う。○彼將必曰騶來其人之使我也(19・20・21)——岡本保孝は、「川目氏云、依下例、此宜疊騶來二字。來語助。孝云、此下恐脫文。」(『考』中冊)と云う。○女不騶彼將殺女(31・32)——岡本保孝は、「川目氏云、騶而不知騶法、猶君而不知君道、謂之不君也。澁井氏說、彼、謂主人。言汝不知御馬之術、使輿不安、主人以汝爲不勝其任、怒而殺之。孝謂、此章所謂騶者、並曲禮車驅而騶之騶、與驟同。此四馬相戒之詞。女不騶云々、謂若不驟、則爲顔夷所殺也。下彼字指顔夷、與上文彼字所指異。」(『考』中冊)と云う。

源委 引詩を除いた全文が傳からの引用なのであろうが、その書名は未詳。

餘説『漢書』古今人表に、顔亡父、顔險倫、顔夷が中下に格づけられて並んで見える。また、河東賦(『漢書』揚雄傳)には、「義和司日、顔倫奉輿。」とある。

二・一・二

顔淵侍坐魯定公于臺、東野畢御馬于臺下。定公曰、善哉、東野畢之御也。顔淵曰、善則善矣。其馬將佚矣。定公不説、以告左右曰、聞君子不譖人、君子亦譖人乎。顔淵退。俄而厩人以東野畢馬佚聞矣。定公揭席而起曰、趣駕召顔淵。顔淵至。定公曰、鄉寡人曰、善哉、東野畢之御也。吾子曰、善則善矣。然則馬將佚矣。不識吾子以何知之。顔淵曰、臣以政知之。昔者舜工於使人、造父工於使馬。舜不窮其民、造父不極其馬。是以舜無佚民、造父無佚馬。今東野畢之上車執轡、銜體正矣、周旋步驟、朝禮畢矣。歷險致遠、馬力殫矣。然猶策之不已。所以知佚也。定公曰、善。可少進。顔淵曰、獸窮則齧、鳥窮則啄、人窮則詐。自古及今、窮其下能不危者、未之有也。詩曰、執轡如組、兩驂如舞。善御之謂也。定公曰、寡人之過矣。

校註○揭席（15）——趙懷玉の校語に、「新序作躡席。疑此揭本作躡、乃躡字之俗體。」と云い、『考』中册にも、「川目氏云、集韻、揭擣同、音臘。新序作躡、通、踰也。踰席、言其遽起。荀子家語作越。孝云、玉藻、登席不由前爲躡席、注、升必由下。孔疏、庾云、失節而踐爲躡席。」とある。○今東野畢之上車執轡（34）——周廷案の校訂のとおり、之の下に御字を補うべきである。○然猶策之不已（40）——源委所掲の諸書の記載を参照するに、策は求の譌變であるに違いない。○鳥窮則啄（47）——程本、何本、望三益齋本に啄を喙に作るの、形近の誤。この句の後、『荀子』は擣・詐で押韻し、『新序』は觸・啄で押韻する。

源委『莊子』達生に云う。

東野稷以御見莊公。進退中繩、左右旋中規。莊公以爲文弗過也。（福永光司氏も指摘するとおり（中國古典選八『莊子』）五〇六頁）、文の箇所は當に造父に作るべきである。）

使之鉤百而反。顏闔遇之。入見曰、稷之馬將敗。公密而不應。少焉果敗而反。公曰、子何以知之。曰、其馬力竭矣。而猶求焉。故曰敗。

『呂氏春秋』離俗覽、適威に云う。

東野稷以御見莊公。進退中繩、左右旋中規。莊公曰、善。以爲造父不過也。使之鉤百而少焉。(この句及び上引「莊子」中の類句は、いずれも

文義不明。)顏闔入見。莊公曰、子遇東野稷乎。對曰、然。臣遇之。其馬必敗。莊公曰、將何敗。少頃東野之馬敗而至。莊公召顏闔而問之曰、子何以知其敗也。顏闔對曰、夫進退中繩、左右旋中規、造父之御無以過焉。鄉臣遇之、猶求其馬。(上引「莊子」を参照するに、其は衍文で、且つ馬は焉の誤記であらう。)臣是以知其敗也。

『荀子』哀公に云う(「孔子家語」顏回に、これを踏襲する。)

定公問於顏淵曰、東野子之善馭乎。(王先謙は、「善馭當爲馭善倒文」と注す。)顏淵對曰、善則善矣。雖然其馬將失。定公不悅、入謂左

右曰、君子固讒人乎。三日而校來謁曰、東野畢之馬失。兩驂列、兩服入廄。定公越席而起曰、趨駕召顏淵。顏淵至。定公曰、前日寡人問吾子。吾子曰、東野畢之馭、善則善矣。雖然其馬將失。不識吾子何以知之。顏淵對曰、臣以政知之。昔舜巧於使民、而造父巧於使馬。舜不窮其民、造父不窮其馬。是舜無失民、造父無失馬也。今東野畢之馭、上車執轡、銜體正矣、步驟馳騁、朝禮畢矣。歷險致遠、馬力盡矣。然猶求馬不已。(馬は、疑うらくは焉の譌字。)是以知之也。定公曰、善。可得少進乎。顏淵對曰、臣聞之、鳥窮則啄、獸窮則攫、人窮則詐。自古及今、未有窮其下而無能危者也。

『新序』雜事五に云う。

顏淵侍魯定公于臺、東野畢御馬于臺下。定公曰、善哉、東野畢之御。顏淵曰、善則善矣。雖然其馬將失。定公不悅、以告左右曰、吾聞之、君子不讒人、君子亦讒人乎。顏淵不悅、歷階而去。須臾馬敗聞矣。定公躡席而起曰、趨駕請

顔淵。顔淵至。定公曰、向寡人曰、善哉、東野畢御也。吾子曰、善則善矣。雖然其馬將失矣。不識君子何以知之也。
(君の字は、『外傳』に従つて、吾に作るべきであらう。) 顔淵曰、臣以政知之。昔者舜工於使人、造父工於使馬。舜不窮於其民、造父不盡其馬。

是以舜無失民、造父無失馬。今東野畢之御也、上車執轡、御體正矣。(案するに、御は、銜の俗體の術の誤寫。) 周旋步驟、朝禮畢矣。歷險致遠、而馬力殫矣。然求不已。是以知其失敗矣。定公曰、善。可少進與。顔淵曰、獸窮則觸、鳥窮則喙、人窮則詐、自古及今、有窮其下能無危者。(疑うらくは、有は衍文。) 未之有也。詩曰、執轡如組、兩驂如舞。善御之謂也。定公曰、善哉、寡人之過也。

文章の重複の具合より推して、『外傳』本章の引詩以前の部分は、『荀子』の記述を採取したもので、「詩曰」以下數句は、すべて韓嬰の新規に附加したものと見られる。『新序』の一節が『外傳』の轉寫であることは、歴然としていよう。『莊子』と『呂覽』にあつては、若干の字句の出入はあつても、書振りも内容も基本的には一致しているので、『莊子』の記述の原據と『呂覽』のそれとが同じものであつたと思われる。

ところで、『莊子』・『呂覽』では莊公と顔闔とが對話し、『荀子』では魯定公と顔淵とが對話しているが、この記載上の食違いはいかに考えたらよいか(名御者の名前の記載にも異同が見られるが、いずれか一方がいづれか他方の譌字であらう。因みに、『漢書』古今人表には、東野畢を録する。)。案するに、顔闔なる人物は、『莊子』人間世において、衛靈公の太子の傳にならんとした際、衛の大夫、蘧伯玉と問答を交しており、同書の列禦寇では、魯哀公と對談している。そこで、『莊子』・『呂覽』に所謂の莊公をば、魯莊公ではなく、衛莊公を指すと解するなら(因みに、『晏子春秋』問上に、齊景公に對する晏嬰の言葉、「昔衛士東野之駕、公說之。」が見える。)、莊公——顔闔の組合せは、人物設定上、不都合な點はないといえる。それにひきかえ魯定公——顔淵の組合せは、定公ではなく哀公と記すのならともかく、これでは少くとも一世代ほどの時代錯誤を含んでいることになりそうである。そも／＼隱者風の篤學の士として定評のある顔回をば、一國の諸侯と對話させること自體が異様なのであつて、實際、かかる形式の説話は、本例を除けば

皆無なのである。かくて、莊公——顔闔の組合せと魯定公——顔淵の組合せとにおいて、人物設定のやりかたとして無理のない前者こそがこの種の説話の本眞を傳えているのであり、したがって、後者の方は、かの『荀子』の一節が書上げられる段になって始めて出現したに過ぎぬのではないかと推測することが可能となる。

右の推測を『荀子』の文章の成立に即して敷衍してみよう。かの一節の記述者は、やはり『莊子』・『呂覽』に引かれたものと同じの文章に依據したらしいのだが、ただその援用の際、恐らくは原文に多少の潤色を施すことだけでは満足せず（『莊子』や『呂覽』に對應する表現の見當たらぬ「鳥窮則啄云々」などの）、登場人物のすり替えということをも敢行したのではなからうか。かの記述者は、現行『荀子』哀公問やその前後に接續する數篇の内容を一見して分るとおり、傳世の孔子ないしその門人の登場する問答文や故事を集綴することに、極めて熱心であった。であるから、顔闔を顔淵に、それに附隨して莊公を魯定公に書改める、ということとは、本説話を該書の中に取込まんとする限り、どうしても必要な作業でさえあった、と見受けられるのである。皮肉なことに、かくの如くにして書上げられた『荀子』の一節が以後、『外傳』・『新序』・『家語』の中に流傳していくのに對し、原話に近い筈の『莊子』・『呂覽』の記述は、それ以上、展開することがなかったわけである。

二・一三

崔杼弑莊公、合士大夫盟。盟者皆脫劍而入。言不疾、措血至者死、所殺者十餘人。次及晏子。奉杯血、仰天而嘆曰、¹⁰惡乎、崔杼將爲無道、而殺其君。於是盟者皆視之。崔杼謂晏子曰、¹⁵子與我、吾將與子分國。子不與、我殺子。直兵將

推之、曲兵將鈞²⁰之。吾願子之圖之也。晏子曰、留以利而倍其君、非仁也。劫²⁵以刃而失其志者、非勇也。詩曰、莫莫葛藟、延于條枚、悌悌君子、求福不回。嬰其可回矣。直兵推之、曲兵鈞之、嬰不之革也。崔杼曰、舍晏子。晏子起而出、授綬而乘。其僕馳。晏子撫其手曰、驥鹿在山林、其命在庖廚。命有所懸、安在疾驅。安行成節、然後去之。詩曰、羔裘如濡、洵直且侯、彼己之子、舍命不渝。晏子之謂也。

校註 ○合士大夫盟(2) —— 周廷案も指摘するごとく、合の字は、當に『新序』に従って令に作るべきであろう。○措血至者死(5) —— 賴炎元は、「趙校本作指不至血者死。案、晏子春秋雜上新序義勇作言不疾、指不至血者死、此當從晏子新序補正、趙校是也。指本作措者、以形近而誤也。」(『考徵』五三頁)と云う。○將爲無道(11) —— 岡本保孝は、「新序同。晏子無將字、是。」(『考』中冊)と云う。○於是盟者皆視之(13) —— 程本・何本・鍾本及び趙懷玉校本は、之を足に作る。周廷案、賴炎元(『考徵』五三頁)、岡本保孝(『考』中冊)の諸家はみな、之字を採用する。別に瞿紹汀は、「說郭引作于是盟者背之、是也。背誤爲皆、皆之不可通、於是後人臆加視字。」(『校釋』五二頁)と述べているが、これはどうも鑿ち過ぎであつて、従い難い。案ずるに、この視字の訓義は、效または比と解するのがよさそうである。つまり、盟約を強制されていた者が、みな晏嬰のとつた態度に右へならえをした、というのが本句の趣旨なのである。もし視字を單に注目の意に解するならば、本句の存在する價值は、殆ど無に等しいものになつてしまふであらう。○授綬(39) —— 岡本保孝は、「授當作援。莊子讓王、援綬登車、與此同。又莊子漁父篇、子路授綬、與此異。程本、綬誤纓。」(『考』中冊)と云う。また、同様の見解として、劉師培「韓詩外傳書後」(『左盒集』卷一。附)に、「授綬、意林引呂氏春秋作援。疑授爲援之誤。」とある。○安行成節(46) —— 行の字は、當に『新序』・『晏

子春秋』に従つて、之に作るべきであらう。伊藤馨は、「按之」に注して、「按、控也。史記絳侯世家曰、天子按轡徐行、是也。」(『晏子春秋證注』卷五)と云う。案ずるに、本句は、『呂覽』に見えるところの晏嬰のせりふ、「安之、毋失節」に相呼應する表現であつて、『晏子』では、そのせりふが「徐之」(「毋失節」の三)と記されている。よつて、本句の安も、『新序』及び『晏子』の按も、緩徐の意と解すべきであらう。

源委『呂氏春秋』恃君覽、知分に云う。

晏子與崔杼盟。其辭曰、不與崔氏而與公孫氏者、受其不祥。晏子俛而飲血、仰而呼天曰、不與公孫氏而與崔氏者、受此不祥。崔杼不説。直兵造胸、旬兵鉤頸、謂晏子曰、子變子言、則齊國吾與子共之。子不變子言、則今是已。晏子曰、崔子、子獨不爲夫詩乎。詩曰、莫莫葛藟、延于條枚、凱弟君子、求福不回。嬰且可以回而求福乎。子惟之矣。崔杼曰、此賢者、不可殺也。罷兵而去。晏子授綬而乘。其僕將馳。晏子撫其僕之手曰、安之、毋失節。疾不必生、徐不必死。鹿生於山、而命懸於廚。今嬰之命有所懸矣。(晏子可謂知命矣。)

『新序』義勇に云う。

崔杼弑莊公、令士大夫盟者皆脫劍而入(疑うらくは、大夫の下に盟字を補うべきか)。言不疾、指不至血者死、所殺十人。次及晏子。晏子奉楛血、仰天歎曰、惡乎、崔子將爲無道、殺其君。盟者皆視之。崔杼謂晏子曰、子與我、我與子分國。子不吾與、吾將殺子。直兵將推之、曲兵將勾之、唯子圖之。晏子曰、嬰聞回以利而背其君者、非仁也。劫以刃而失其志者、非勇也。詩云、愷悌君子、求福不回。嬰可謂不回矣。直兵推之、曲兵鉤之、嬰不之回也。崔子舍之。晏子趨出、授綬而垂(垂は乘の譌)。其僕將馳。晏子拊其手曰、虎豹在山林、其命在庖廚。馳不益生、緩不益死。按之成節、然後去之。詩云、彼己之子、舍命不渝。晏子之謂也。

『晏子春秋』雜上、第三章に云う。

崔杼既弑莊公而立景公。杼與慶封相之。劫諸將軍大夫及庶人於大宮之坎上。令無得不盟者。爲壇三仞。培其下。以甲千列環其內外。盟者皆脫劍而入。維晏子不肯。崔杼許之。有敢不盟者。戟拘其頸。劍承其心。令自盟曰、不與慶慶而與公室者、受其不祥。言不疾、指不至血者死、所殺七人。次及晏子。晏子奉楛血、仰天嘆曰、嗚呼、崔子爲無道、而弑其君。不與公室而與崔慶者、受此不祥。俛而飲血。杼謂晏子曰、子變子言、則齊國吾與子共之。子不變子言、戟既在脰、劍既在心。維子圖之也。晏子曰、劫吾以刃而失其志、非勇也。回吾以利而倍其君、非義也。崔子、子獨不爲天討乎(天討は夫、詩の譏)。詩云、莫莫葛藟、施於條枚、愷悌君子、求福不回。今嬰且可以回而求福乎。曲刃鉤之、直兵推之、嬰不革矣。崔杼將殺之。或曰、不可。子以子之君無道而殺之。今其臣有道之士也。又從而殺之、不可以爲教矣。崔子遂舍之。晏子曰、若大夫爲大不仁而爲小仁、焉有中乎。趨出、授綬而乘。其僕將馳。晏子撫其手曰、徐之。疾不必生、徐不必死。鹿生於野、命縣于廚。嬰命有繫矣。按之成節、而後去。詩云、彼己之子、舍命不渝。晏子之謂也。

『外傳』以下、諸書みな、盟約を強要する崔杼の脅迫に對し、いささかも動搖することのなかつた晏嬰の毅然たる姿を描寫しており、いづれの記述においても、この一場の寸劇風の故事の起承轉結は一樣である。

都合、四種の文獻の記述の間に於ける流傳の本末關係のうち、一見して直ちに推知し得るものは、『外傳』と『新序』との關係である。すなわち、『新序』の一節は、『外傳』本章の末尾に於ける引詩部分をも含むところの全文と、字句がほぼ一對一の對應關係のもとに重複しているので、『新序』の記載が基本的には『外傳』の轉寫に過ぎぬことは明白であろう。すると、ここで實際に考究すべき問題は、結局、『外傳』・『呂覽』・『晏子』の三種の記述にお

ける源委關係ということなる。

『呂覽』の一節と『外傳』の文辭とを突合せてみると、全く同文の字句や、若干の表現上の相違を呈しながらも本質的には同旨である字句がいろいろと見出される。反面、一方のみ記されていて他方には見えぬ、あるいはその逆、といった字句もいろいろと認められる。かかる字句の出入の情況を眺める限り、『呂覽』の一節をもって、韓嬰が依據したところのものとは見做すことなどは、到底、成立しそうにもない。

次に目を轉じて、『晏子』の一節と他書の同テーマの記述との間の修辭上の異同について検討してみると、以下の事實を指摘することが出来る。

第一に、『晏子』の記載は、『呂覽』・『外傳』・『新序』に比して、全體に敘述が詳細なものとなっている。上掲『晏子』の一文において、◎印を附しておいた文辭は、『呂覽』の一節にも、『外傳』本章、そしてそれとほぼ同文の『新序』の一節にも、對應する文句が見當たらぬところのものである。第二に、『晏子』の一節には、『呂覽』の文辭の大半がほぼ同文で重出する。――線を施しておいた文辭は、『呂覽』中にのみ重出して、『外傳』・『新序』の中には類句が見當たらぬ、または意味上、對應しそうなものが出てはいても、言いまわしが頗る異なる、といったものである。第三に、第二點とは裏腹の現象として、かの一節には、『呂覽』中には重出せず、却って『外傳』・『新序』の中に再見するところの文辭も含まれている。――線を施しておいたものがそれである(蛇足ながら、◎印・ない文辭は、『呂覽』にも、『外傳』にも、『新序』にも互見するところのもの)。

いま假に、『晏子』の一文をば、『呂覽』の記述、またはそれに酷似するものと、『外傳』の記述、またはそれに酷似するものとを主たる材料として、新規に書下ろす、という事態を想定してみよう。すると、そのためには是非と

も、兩種の記述から採用すべき字句を篩分け、且つそれを接剥ぎする、という作業を行わねばならぬことになるわけだが、『晏子』の一文が上記のごとくに分析されるものである以上、その作業の煩雜なることは、この上もないであろう。しかるば、かかるケースは、現實には殆ど有り得べからざるものと片づけて差支えあるまい。

では、『晏子』の記述と他書の記述における本末關係として、想定して最も自然で、その蓋然性の高そうなものは何か。それは、『呂覽』の記述も『外傳』の記述もみな、現行『晏子』の一節と殆ど擇ぶところのなかつた文章をば原據と仰いだ、という關係ではなからうか。『呂覽』の記述であれ、『外傳』の記述であれ、『晏子』の一節もしくはそれに近似のものをば、字句の削除を適宜、行いつつ引用しさえすれば、おのずと出來上るわけである。しかし、かかる本末源委の關係を想定してこそはじめて、前記の『呂覽』と『外傳』との間の字句の出入の問題も一氣に氷解することになるのではなからうか。というわけで、結論としては、まず『晏子』の一節と殆ど重複するような文章が存在しておつて、『呂覽』の筆者は節録の形でそれを援引し、更に韓嬰もやはり節録の形で同じものを採用した、と考えてみたいのである。

かくて、同じ話柄の四種の記述の間に於ける流傳關係の大まかな道筋は一應、推知し得たわけだが、その道筋に關聯することで、補足説明しておかねばならぬ事柄が幾つかある。第一に、△印を附しておいた『晏子』の一節の末尾の字句の存在についてである。『外傳』本章の原據資料は、右に論じたとおり、『晏子』の一節と大差のなかつたであろう文章であると思受けられるわけだが、本章の構成に關し、『外傳』通篇の各章に共通する獨特の記述形式を考慮して判斷するなら、その原據資料から援引された文辭は、初句より第四十七句までなのであつて、それ以下の部分は、韓嬰の手によつて添加されたものである。これを換言すれば、『呂覽』の筆者や韓嬰が依據したところの資料に、

「詩曰、（羔裘如濡、洵直且侯）彼己之子、舍命不渝。晏子之謂也。」の四句もしくは六句は記載されていなかった筈なのである。案ずるに、△印の四句は、實は上引『新序』の一節の末尾にも重見する。『新序』なる著述は、改めて説くほどのことでもなからうが、『説苑』、『列女傳』と並ぶ劉向の編纂物である。しかして、通行の八卷本『晏子春秋』は、同書の劉向絞録に明示されているごとく、劉向校讎本、すなわち『漢書』藝文志に所謂の『晏子』八篇に由來するものに他ならぬ（現行の『晏子春秋』をば魏晉の頃の偽作かと疑う）。以上の數點の事實を併せ考へるなら、晏子の一節における△印の字句の存在については、次の様な説明を下すことが可能とならう。劉向は、『外傳』本章の記述を『新序』の中に取込む際、『外傳』では四句より成っていたところの鄭風、羔裘の引用をば、前半を省略して二句にしてしまった（全く同じことは、それ以前に引かれていゝる大雅、早麓の句數についても言える）。しかして、おのずと『新序』編纂の後のことになるわけだが、『晏子』の校讎に従事していた劉向は、嘗て問題の晏嬰の故事を『新序』に収録したことがあるのを思い起した。そこで、かの『新序』の記述に準據して、校合のために用意した數種の『晏子』には記されていなかったであろうところの例の四句を増加した、という次第である。以上の推測に大過なければ、全體としては『呂覽』や『外傳』の原據資料に近い姿を保存していると考えられる現行『晏子』の一節の中に、本來のものから見れば三番煎じにも似た『新序』の記載に含まれていた字句が、いわば逆輸入されていることになるわけで、これは、確認されたこと自體が僥倖でさえあるところの、實に珍しい現象である、と言えぬこともない。

補足すべきことの第二に、『呂覽』の記述の原據に當たるものと『外傳』のそれとが同一物である、との認識に立つなら、『呂覽』と『外傳』とは、その原典の生かしかたが若干、異なっていると考えられる。つまり、『晏子』の一文に對する先の分析において指摘したところの第二番目の事實に改めて注目してみると、節録という點では變り

はないが、『呂覽』の筆者の援引の態度は、全般に原典の文字に對して忠實であると言えそうなのだが、韓嬰の方は、ある箇所では、原典の文字をそのまま採用しているかと思えば、別の箇所では(具體的には、本章の第十五句から第十八句までとか、第四十二句から第四十五句まで)などの文辭がそれに該當するであらう。句意の變更にまでは到らぬが、かなりの修辭上の改變を施しているように見受けられるのである。

第三に、『新序』の一節は、これまで再三、觸れて来たように、『外傳』の轉寫に過ぎぬわけであるが、ただ、その轉寫に際し、劉向もまた、韓嬰が本章を草する際に行ったと同様の修辭的改變を加えているようである。思うに、前述の引用詩句の省略とか、「麋鹿」(第四十)とあつたものが「虎豹」と書かれているところとか、「安在疾驅」(第四十)とあつたものが「馳不益生、緩不益死」と記されているところなどは、その好例と見做せよう。因みに、「馳不益生、緩不益死」が「安在疾驅」の書替えである、という點は、『外傳』を引寫す時に劉向が、『外傳』の原據資料に相當するものを参照していた、という興味深い事實を暗示する。何となれば、『外傳』の「安在疾驅」(なお、本句は第四十三句と隔句押韻。)という表現は、韓嬰が原典中の「疾不必生、徐不必死」(『呂覽』と『晏子』に認められる句形。)ないしそれに近似の字句の意を汲んで案出したもの、と推定されるのだが、その「疾不必生、徐不必死」なる言いまわしと『新序』の「馳不益生、緩不益死」なる言いまわしとが相接近していることは明白で、この兩者の存在を互に無縁のものと思はずわけにはいかぬからである。

餘説『晏子春秋』のうちに類似の記載を見出せるような『外傳』の文章としては、本章以外に四・一二、七・九、八・一九、八・二八、八・三〇、九・一〇、九・二六、一〇・一、一〇・一七、一〇・二〇の諸章を數えあげることが出来る。ところで、『史記』管晏列傳の太史公の言葉によれば、司馬遷は『晏子春秋』なる書物を讀んだことがある。

すると、これら諸章の大半は、司馬遷が手にしたと同じような『晏子春秋』に依據して書かれたもの、と考えることが可能である。尤も、その『晏子春秋』は、勿論、劉向の校訂を経由している現行本と必ずしも同一のものではなく（實際、上記諸章のいづれを取ってみても、今本『晏子』と字句が完全に一致するようなものはない。『晏子』）、それは恰も、『外傳』に援引されている『荀子』の文章の場合と全く同じ事情といえよう。なお、吳則虞も、『晏子春秋』の成書年代を論じる中で（『晏子春秋集釋』上册、一九頁）、韓詩外傳裏の許多材料、到今天還可以找到它的來歷、其中和晏子春秋相雷同的就有十幾處之多。兩書雷同之處、可能是外傳採用晏子。有的是整節採用、有的是片斷摘錄、和摘錄荀韓諸書的情形是一樣的。と指摘している。

二・一四

楚昭王有士曰石奢。其爲人也、公而好直。王使爲理。於是道有殺人者。石奢追之、則父也。還返於廷、曰、殺人者、臣之父也。以父成政、非孝也。不行君法、非忠也。弛罪廢法、而伏其辜、臣之所守也。遂伏斧鑕、曰、命在君。君曰、追而不及、庸有罪乎。子其治事矣。石奢曰、不然。不私其父、非孝也。不行君法、非忠也。以死罪生、不廉也。君欲赦之、上之惠也。臣不能失法、下之義也。遂不去鉄鑕、刎頸而死乎廷。君子聞之曰、貞夫法哉、石先生乎。孔子曰、子爲父隱、父爲子隱、直在其中矣。詩曰、彼己之子、邦之司直。石先生之謂也。

校註 ○則父也（7）——趙懷玉は、『太平御覽』（卷四百）所引に従って、則下に其字を補う。○貞夫法哉（41）——

賴炎元は、「他多麼堅守着法律啊。」（『今註今譯』）と解釋する。○孔子曰（43）——『論語』子路の引用。
源委『呂氏春秋』離俗覽、高義に云う。

荆昭王之時、有士焉曰石渚。其爲人也、公直無私。王使爲政。道有殺人者。石渚追之、則其父也。還車而反、立於廷曰、殺人者、僕之父也。以父行法、不忍。阿有罪廢國法、不可。失法伏罪、人臣之義也。於是乎伏斧鑕請死於王。王曰、追而不及、豈必伏罪哉。子復事矣。石渚辭曰、不私其親、不可謂孝子。事君枉法、不可謂忠臣。君令赦之、上之惠也。不敢廢法、臣之行也。不去斧鑕、殛頭乎王廷。（正法枉必死。父犯法而不忍、王赦之而不肯。石渚之爲人臣也、可謂忠且孝矣。）

『史記』循吏列傳に云う。

石奢者、楚昭王相也。堅直廉正、無所阿避。行縣道、有殺人者。相追之、乃其父也。縱其父而還自繫焉。使人言之。王曰、殺人者、臣之父也。夫以父立政、不孝也。廢法縱罪、非忠也。臣罪當死。王曰、追而不及、不當伏罪。子其治事矣。石奢曰、不私其父、非孝子也。不奉主法、非忠臣也。王赦其罪、上惠也。伏誅而死、臣職也。遂不受命、自刎而死。

『新序』節士に云う。

楚昭王有士曰石奢。其爲人也、公正而好義。王使爲理。於是廷有殺人者（案するに、廷は當に道に作るべきであらう。）。石奢追之、則其父也。遂反於廷曰、殺人者、僕之父也。以父成政、不孝。不行君法、不忠。弛罪廢法、而伏其辜、僕之所守也。伏斧鑕、命在君。君曰、追而不及、庸有罪乎。子其治事矣。石奢曰、不私其父、非孝也。不行君行、非忠也。以死罪生、非廉也。君赦之、上之惠也。臣敢失法、下之行也。遂不離斧鑕、刎頸而死于廷中。君子聞之曰、貞夫法哉。孔

子曰、子爲父隱、父爲子隱、直在其中矣。詩曰、彼己之子、邦之司直。石子之謂也。
『外傳』、『史記』ともに『呂覽』の一節を援用したものとされる。本例をも含めて、『外傳』における引詩直前の君子評は、一・二一源委で論じたように、韓嬰自身の立文と見做される。よって、『新序』の記述が本章の轉寫に過ぎぬことは、明白である。

二・一五

外寬而内直、自設於隱括之中、直己不直人、善廢而不愾愾、蘧伯玉之行也。故爲人父者、則願以爲子、爲人子者、則願以爲父、爲人君者、則願以爲臣、爲人臣者、則願以爲君、名昭諸侯、天下願焉。詩曰、彼己之子、邦之彥兮。此君子之行也。

校註○自設於隱括之中——(2)岡本保孝は、「設、家語作極、尸子作娛。孝云、設當作說。」(『考』中册)と云う。他方、賴炎元は、設を讀んで字の如くに解して、「把自己安置在道德行爲的規範中」(『今註今譯』)と譯す。
○善廢而不愾愾(4)——『大戴禮記』、『孔子家語』、『尸子』のそれぞれが異文。いずれを取っても、文義は不明。

源委『大戴禮記』衛將軍文子に云う。

外寬而内直、自設於隱括之中、直己而不直於人、以善存亡汲汲、蓋蘧伯玉之行也。

韓詩外傳校註 (一)

『孔子家語』弟子行に、『戴記』を襲つて云う。

外寛而内正、自極於隱括之中、直己而不直人、汲汲於人、以善自終、蓋蘧伯玉之行也。

また、『群書治要』所引『尸子』勸學に云う。

孔子曰、自娛於隱括之中、直己而不直人、以善廢而不邑邑、蘧伯玉之行也。

案ずるに、『戴記』において、上掲の文辭は、孔子が子貢に語つた言葉のうちのごく一部分なのであつて、この前後には、同様の語調でもつて他の數人、すなわち伯夷叔齊、羊舌大夫、趙文子、隨武子、桐提伯華、柳下惠、晏平仲、老萊子、介山子推のそれぞれの風格を論評した記述が認められる。韓嬰は多分、後に『戴記』に組込まれることのある文獻から、蘧伯玉の爲人を論評した部分のみを截取したのであろう。もしそうであるなら、本章の第六句以下は、すべて韓嬰自身の立文、ということになるかも知れない。

二 一六

傳曰、孔子遭齊程本子於剡之間、傾蓋而語終日。有聞、顧⁵子路曰、由、束帛十匹、以贈先生。子路不對。有聞、又顧曰、束帛十匹、以贈先生。子路率爾而對曰、昔者由也聞之於夫子、士不中道相見、女無媒而嫁者、君子不行也。孔子曰、夫詩不云乎、野有蔓草、零露漙漙、有美一人、清揚婉兮、邂逅相遇、適我願兮。且夫齊程本子、天下之賢士也。吾於是而不贈、終身不之見也。大德不踰閑、小德出入可也。

被註○孔子……之閒(2)——岡本保孝は、「川目氏云、御覽八百十八引作孔子之齊、過程本子於譚鄭之閒。孝云、非兩地則不可曰閒、御覽是也。」(『考』中冊)と云う。なお、『初學記』卷十七の引用文では、譚を談に作る。○由(6)——趙懷玉校本は、『初學記』所引に據つて、この下に來取の二字を補う。○不中道相見(16)——趙懷玉は、「此語譌。御覽四百二作不中閒而見。注云、中閒謂介紹。與下語相類。」と云う(周廷案も趙說とほぼ同じ)。別に、川目氏は、「中道滑次。道、由也。不由中、不待紹介也。」(『考』中冊所引)と云う。いずれにせよ、本句の趣旨は、紹介なくしていきなり會見する、ということであるらしい。

源委『說苑』魯賢に云う。

孔子之鄭、遭程子於塗、傾蓋而語終日。有閒、顧子路曰、取束帛一、以贈先生。子路屑然對曰、由聞之也、士不中而見、女無媒而嫁、君子不行也。孔子曰、由、詩不云乎、野有蔓草、零露漙兮、有美一人、清揚婉兮、邂逅相遇、適我願兮。今程子、天下之賢士也。於是不贈、終身不見。大德毋諛、閑、小德出入可也。

逐一、掲出することは差控えるが、この『說苑』の一節は、線部分を削つて、その替りに「小子行之」の句を加える、という形で、『孔子家語』致思のうちに取込まれている。しかして、その『家語』の記述は、北宋の人士の偽書と目される『子華子』孔子贈のうちに流入している。また、『孔叢子』雜訓には、『說苑』もしくはそれを襲つた『家語』の文章を利用したと考えられるところの當該故事に關する簡素な記述が見出される。

さて、本章の構成についてであるが、『外傳』の文章の通例から見て、章末にもと詩句の引用(この直前の二章と同様、鄭風、燕菜からの引用であつたかも知れぬし、直後の二章と同様、魏風、汾沮洳からの引用であつたかも知れない。)が存し、それが轉寫の際に脱したものと思われる。ところで、本章は

「傳曰」で始まっているが、所謂傳からの引用は、第三十句までであった可能性が大である。というのは、第三十一・三十二句は、語調、内容ともに、いかにもそれ以前に記されている故事に對する論評、といった感を與えるものであるし、しかもこの兩句は、『論語』子張に徵する限り、孔子ではなく、子夏の言葉とされるものであるからである。もしこの臆測が正しく、章末の兩句は、韓嬰が別途に下したところの評語、ということであれば、それと同じものを含む『說苑』の記述は、おのずと本章の引寫しに過ぎぬものと見做されることになるわけである。

餘說『玉海』卷五十三の『子華子』の條の『書目』に引く劉向校録序に、「子華子、程氏、名本、字子華、晉人也。」とある。たといこの校録序なるものが贋物ではないとしても、少くともこの説話に登場する程本子もしくは程子をば、『莊子』讓王などに見える子華子なる人物と同一視する考えかたは、偽書『子華子』が世に出てより生じたものに過ぎぬようである。なお、七・二三に登場する程本なる人物とこの程本子とは、あるいは同一人であるかも知れない。

二・一七

君子有主善之心、而無勝人之色。德足以君天下、而無驕肆之容。行足以及後世、而不以一言非人之不善。故曰、君子盛德而卑、虛己以受人。旁行不流、應物而不窮。雖在下位、民願戴之。雖欲無尊、得乎哉。詩曰、彼己之子、美如英、美如英、殊異乎公行。

校註 ○旁行不流、應物而不窮（10・11）——賴炎元は、「據上下文例、旁行下當補而字。」（『今註今譯』六二頁）と云う。因みに、『周易』繫辭傳上に「旁行而不流」とあり、『莊子』天運に「彼未知夫無方之傳、應物而不窮者也。」とある。更に『淮南子』主術の一節には、偶然にも「常一而不邪、方行而不流。……故得道之人、應物無窮。」と見える。

源委 引詩以前の文章の出自に關する具體的なことは不明。

二・一八

君子易和而難狎也、易懼而不可劫也。畏患而不避義死、好利而不爲所非。交親而不比、言辯而不亂。盪盪乎其易不可失也。礫乎其廉而不劌也。溫乎其仁厚之光大也。超乎其有以殊於世也。詩曰、美如玉、美如玉、殊異乎公族。

校註 ○易和（1）——『荀子』では、和を知に作る。郝懿行、王念孫は並びに『外傳』を是とするが、俞樾によれば、知は交接の義で、和に作るのは譌誤（王先謙『集解』参照）。 ○不亂（6）——『荀子』では、亂を辭に作る。郝懿行、王念孫は『外傳』に従う。 ○盪盪乎其易不可失也（7）——何本・程本・望三益齋本は易を義に作る。瞿紹汀は、「此句卽荀子寬而不慢、疑當作易而不失、與下句廉而不劌相對。」（『校釋』五四頁）と説くが、釋然としない。いずれにせよ、本句には文字の舛誤があるらしく、文義は把握し難い。なお、賴氏が『今註今譯』において、乎を感嘆の助字と解して、本句を二句に分斷するのは、明かに構文の取違えであって、乎は然と同じで、形容語につく助字に過ぎない。

源委『荀子』不苟に云う。

君子易知而難狎、易懼而難脅。畏患而不避義死、欲利而不爲所非。交親而不比、言辯而不辭。蕩蕩乎其有以殊於世也。
 (君子能亦好……是君子小人之分也。) 君子寬而不慢、廉而不剋。(辯而不爭……此之謂矣。)

右の一節と完璧に近い姿で重複している『外傳』の字句は、最初の六句のみであるが、第七・八・十句にも、部分の『荀子』の文字が含まれている。本章の構成に關して、引詩以前の全字句をば、いわば原『荀子』からのほぼ忠實なる引用であつた、と想像するのも一案ではあるが、ここでは姑く、韓嬰の依據せる『荀子』の記述が今本に見えるところと大差なく、したがつて、第七句から第十句までは、韓嬰が断片的に『荀子』句を踏まえつつ、獨自に案出したところの文辭ではなかつたかと推測しておくことにする。

二・一九

商容嘗執羽籥、馮於馬徒、欲以伐紂而不能。遂去、伏於太行。及武王克殷、立爲天子、欲以爲三公。商容辭曰、吾常馮於馬徒、欲以伐紂而不能、愚也。不爭而隱、無勇也。愚且無勇、不足以備乎三公。遂固辭不受命。君子聞之曰、商容可謂內省而不誣能矣。君子哉、去素餐遠矣。詩曰、彼君子兮、不素餐兮。商先生之謂也。

校註○欲以伐紂而不能(3)——岡本保孝は、「史記留侯世家索隱、引伐作化、是也。困學紀聞卷二、引與本書同、則宋時本已誤矣。全祖望經史問答書。據今本外傳、駁韓嬰、非也。武成篇孔疏、引帝王世紀、載商容之言、可通攷。」

(『考』中冊)と云う。これは、餘人未發の指摘。なお、第十一句の伐も當然、化の誤字ということになる。源委『外傳』の文中に時折見える君子の評語は、すでに一・二・三源委に論じたとおり、いづれも韓嬰自身の創作と見做される。よって、本章の場合、首句から第十七句までの文章が某書からの引用であるといえる。

二・二〇

晉文侯使李離爲大理。過聽殺人、自拘於廷、請死於君。君曰、官有貴賤、罰有輕重。下吏有罪、非子之罪也。李離對曰、臣居官爲長、不與下吏讓位。受爵爲多、不與下吏分利。今過聽殺人、而下吏蒙其死、非所聞也。不受命。君曰、自以爲罪、則寡人亦有罪矣。李離曰、法失則刑、刑失則死。君以臣爲能聽微決疑、故使臣爲理。今過聽殺人之罪、罪當死。君曰、棄位委官、伏法亡國、非所望也。趣出、無憂寡人之心。李離對曰、政亂國危、君之憂也。軍敗卒亂、將之憂也。夫無能以事君、闖行以臨官、是無功以食祿也。臣不能以虛自誣。遂伏劍而死。君子聞之曰、忠矣乎。詩曰、彼君子兮、不素餐兮。李先生之謂也。

校註○晉文侯(1)——川日氏は、「侯、宜從藝文類聚(卷四十)引作公」(『考』中冊所引)と云う。○受爵爲多(13)——爵は、周廷案・趙懷玉・賴炎元(『考徵』五七頁)の指摘する通り、『史記』・『新序』に従って祿に作るべきである。○自以爲罪(20)——自の上に、周廷案は子必の二字を、趙懷玉は子字を補う。○法失則刑、刑失則死(23・24)——『史記』は「理有法、失刑則刑、失死則死。」に作り、『新序』は「且理有法、失生即生、失殺即

死。」に作る。案ずるに、文義が疏通するのは『史記』のみであるから、ここは當に『史記』に倣い、「法、失刑則失刑、失死則死。」と改正すべきであろう。また、『新序』の兩生字は、恐らくは刑の誤記(上文の「寧過於生、無失於殺。」に拘泥したことによる誤記か。)。○今過聽殺人之罪、罪當死(27・28)——趙校本には、「今過聽殺人、臣之罪當死。」に作るが、『史記』に據つて、之罪の二字を誤衍と見做すべきところか。ただし、『太平御覽』(卷二百三十一)には、引いて人之罪を無罪に作る。○亡國(31)——趙懷玉の校語に、「疑是忘國。」と云う。川目氏も、「亡讀爲忘。」(『考』中册所引)と解している。源委『史記』循吏列傳に云う。

李離者、晉文公之理也。過聽殺人、自拘當死。文公曰、官有貴賤、罰有輕重。下吏有過、非子之罪也。李離曰、臣居官爲長、不與吏讓位。受祿爲多、不與下分利。今過聽殺人、傳其罪下吏、非所聞也。辭不受令。文公曰、子則自以爲有罪、寡人亦有罪邪。李離曰、理有法、失刑則刑、失死則死。公以臣能聽微決疑(李笠『考證』所引は、公字を『外傳』・『新序』に據つて君に正す。)故使爲理。今過聽殺人、罪當死。遂不受令、伏劍而死。

また、『新序』節士に云う。

晉文公反國、李離爲大理。過殺不辜、自繫曰、臣之罪當死。文公令之曰、官有上下、罰有輕重。是下吏之罪也、非子之過也。李離曰、臣居官爲長、不與下讓位。受祿爲多、不與下分利。過聽殺無辜、委下畏死、非義也。臣之罪當死矣。文公曰、子必自以爲有罪、則寡人亦有過矣。李離曰、君量能而授官、臣奉職而任事。臣受印綬之日、君命曰、必以仁義輔政、寧過於生、無失於殺。臣受命不稱、B 逕惠蔽恩、如臣之罪、乃當死。君何過之有。且理有法、失生即生、失殺即死。君以臣爲能聽微決疑、故任臣以理。今離刻深不顧仁義、B 信文墨、不察是非、聽他辭、不精事實、掠服無罪、使百姓怨。天下聞之、必議吾君。諸侯聞之、必輕吾國。怨積於百姓、惡揚於天下、權輕於諸侯。如臣之罪、

是當重死。文公曰、吾聞之也、直而不枉、不可與往、方而不圓、不可與長存。願子以此聽寡人也。李離曰、君以所私害公法、殺無罪而生當死、二者非所以教於國也。離不敢受命。文公曰、子獨不聞管仲之爲人臣邪、身辱而君肆、行汙而霸成。李離曰、臣無管仲之賢、而有辱汙之名、無霸王之功、而有射鉤之累。夫無能以臨官、籍汙以治人、君雖不忍加之於法、臣亦不敢汙官亂治以生、臣聞命矣。遂伏劍而死。

君子の評語、すなわち第四十五句以下の數句は、前章などと同様、韓嬰自身の案出、附加せるものと見られるから、結局、ここで問題とすべきは、その君子の評語を除いた本章の全文と『史記』及び『新序』の記述との關係は何如、ということになる。

『史記』は、『外傳』に比して、敘述が簡略であるわけだが、これを具體的に言うなら、本章の初句から第二十八句までの文章に第四十四句を附加したような形を呈している。他方、『新序』は敘述が詳細であつて、『外傳』もしくは『史記』に重出せぬところの文辭を含んでいる。{}線を施しておいた部分がそれである。『新序』の一節の結構は、『外傳』の字句を基準にして説くなら、本章の初句から第二十一句までと表現のほぼ重複するもの、{}線部分A、第二十二句から第二十六句までと大同小異のもの、{}線部分B、第二十七・二十八句と類似の字句、{}線部分C、第四十・四十一句と修辭上の關聯がありそうな一句、{}線部分D、第四十四句と同文のもの、という次序になつてゐる。

右に述べた字句の異同を手掛りとするなら、三種の記載の本末關係については、次のような推測を試みる事が出来るかも知れない。『外傳』の原據資料と『史記』のそれとは、同一のものであつた可能性が大である。しかして、兩書の原據に當たる文章は、『新序』のかの一節の記述に近い姿のものではなかつたらうか(『新序』の一節に、『外傳』の第三十句から第三十四句ま

韓詩外傳校證 (二)

での部分及び第三十六句から第三十九句までの部分と内容的に即應する字句が含まれていない。よって、少くと)。換言すれば、も『外傳』の原據の記載と『新序』の一節との間には、ある程度の字句の出入が存したとしなければならぬ。『外傳』の文章も、『史記』の文章も、新序の記述と大同小異のものを節録して出来上ったのではないか、と思うのである。

附記

本稿は、昭和五十二年度文部省科學研究費、一般研究C「周漢の文獻における故事・説話の類型と源委に関する研究」の研究成果の一部である。